

長岡市地域福祉計画の中間見直しの概要について

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など、福祉を要する市民を地域全体で支え合い、安心して暮らせる体制づくりを目指し、長岡市の地域福祉の基本的な指針を定めており、長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、障害児福祉計画の上位計画である当計画について、6年計画のうち3年目である今年度に、下記の内容について中間見直しを行いたい。

1. 「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月施行）」に基づき、再犯の防止等に関する施策を追加

- | | |
|---------------------------------|-------------------------|
| (1) 関係機関と市等で構成する連携会議の開催による連携の強化 | (5) 子どもの非行や心配ごとに関する相談支援 |
| (2) 広報・啓発活動の推進による地域での再犯防止の意識醸成 | (6) 矯正施設出所後の受け入れ環境の調整 |
| (3) 保健医療・福祉サービスの利用支援 | (7) 就労支援 |
| (4) 住居の確保支援 | |

など

2. 「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）」に基づき、これまでも掲載されていた、権利擁護の推進項目に一部追加

- (1) どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要な人が利用できる権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制整備
- (2) 広報・相談・マッチング等の機能を備えた地域連携ネットワークの中核機関の設置・運営
- (3) 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方 など

3. 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和3年4月施行予定）」に基づき、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの対応についてを一部追加

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の構築に向けた検討 など

4. その他

上記内容の他、長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、障害児福祉計画の策定等に応じて、必要な見直しを行うもの。